

平成26年度 第8回教育委員会 次第

日 時 平成27年1月29日(木)
午前9時30分
会 場 井波庁舎 301会議室

1 前回の会議録の承認

2 教育長の報告

3 協議事項

- (1) 平成26年度3月補正予算要求概要について
- (2) 南砺市井波総合文化センター条例施行規則の全部改正について
- (3) 南砺市福野文化創造センター条例施行規則の全部改正について

4 報告事項

- (1) 平成26年度教育委員会表彰候補者について

5 その他

- (1) 第11回南砺市社会教育推進大会について
- (2) 平成27年南砺市成人式の出席状況について
- (3) 常陸宮賜杯中部日本スキー大会の結果について ※当日資料配布
- (4) となみ野芸術祭について
- (5) 平成26年度南砺市学校教育研究大会について
- (6) 各館の催し等について

6 今後の日程

次回教育委員会開催(予定) 月 日() :

平成26年度 教育委員会3月補正予算要求概要

■教育総務課

予 算 費 目	補正予算要求内容	要求額（千円）	摘 要
小 学 校 施 設 整 備 費	<ul style="list-style-type: none"> ・井波小学校大規模改修（第1期）工事監理業務委託料 11,232 ・井波小学校大規模改修（第1期）工事 441,288 ・井波小学校体育館天井等落下防止対策工事監理業務委託料 1,404 ・井波小学校体育館天井等落下防止対策工事 46,332 ・井口小学校体育館天井等落下防止対策工事監理業務委託料 843 ・井口小学校体育館天井等落下防止対策工事 38,500 ・利賀小中学校体育館天井等落下防止対策工事監理業務委託料 412 ・利賀小中学校体育館天井等落下防止対策工事 38,270 ・福光東部小学校体育館天井等落下防止対策工事監理業務委託料 540 ・福光東部小学校体育館天井等落下防止対策工事 21,600 	600,421	
中 学 校 施 設 整 備 費	<ul style="list-style-type: none"> ・利賀小中学校体育館天井等落下防止対策工事監理業務委託料 452 ・利賀小中学校体育館天井等落下防止対策工事 42,082 ・城端中学校体育館天井等落下防止対策工事監理業務委託料 1,124 ・城端中学校体育館天井等落下防止対策工事 37,260 ・平中学校体育館天井等落下防止対策工事監理業務委託料 864 ・平中学校体育館天井等落下防止対策工事 38,880 ・福野中学校第2体育館天井等落下防止対策工事監理業務委託料1,404 ・福野中学校第2体育館天井等落下防止対策工事 56,160 ・吉江中学校体育館天井等落下防止対策工事監理業務委託料 540 ・吉江中学校体育館天井等落下防止対策工事 38,664 	217,430	
奨 学 基 金 繰 出 金	<ul style="list-style-type: none"> ・基金利子分 -10 ・南砺市奨学基金積立金 1,140 	1,140	
（教育総務課） 計		818,991	

■生涯学習スポーツ課

予 算 費 目	補正予算要求内容	要求額（千円）	摘 要
公 民 館 管 理 費	【直営公民館】 電気料の不足	550	
	バリアフリー化工事入札差金 石黒公民館屋根修繕工事 他	3,278 1,378	△ 1,900
体 育 団 体 育 成 費	南砺市体育協会補助金の減	△ 1,500	
社 会 体 育 管 理 費	【福野体育館】 燃料価格調整による指定管理料の見直し	370	
	【井波社会体育館】 耐震補強・大規模改修工事委託料の入札差金	△ 395	
テニスコート管理費	【井波木彫りの里テニスコート】 人工芝張替工事の入札差金	△ 550	
プ ー ル 管 理 費	【福光プール】 給湯用ポンプ更新工事 8,792 【城端温水プール】 燃料価格調整による指定管理料の見直し 330	9,122	
	【城端温水プール】 ・管理棟天井修繕工事 ・ボイラー室改修工事 入札差金	△ 2,800	
グ ラ ウ ン ド 管 理 費	【福光プール】 燃料価格調整による指定管理料の見直し	1,110	
そ の 他 施 設 管 理 費	【たいらクロスカントリースキー場】 上水道施設工事業務委託負担金	1,664	
（生涯学習スポーツ課） 計		5,671	

■文化・世界遺産課

予 算 費 目	補正予算要求内容	要求額（千円）	摘 要
文 化 財 保 護 費	指定文化財保存修理事業の実績による減額 ・城端曳山修繕20%補助 ・善徳寺台所門、庫裏修繕	2,520→1,830 18,000→16,500	△ 2,190
世 界 遺 産 関 係 費	菅沼駐車場カラー舗装工事实績入札差金	20,000→19,400	△ 600
合掌造り家屋保護事業費	合掌造り家屋屋根葺替工事 入札差金 (和紙体験館・合掌の里「荒井家」)	19,842→18,492	△ 1,350
芸 術 文 化 団 体 育 成 費	国・県の補助事業減額による事業費削減 ・国際舞台芸術活動 ・ワールドミュージック ・城端曳山祭魅力発信	10,000→9,000 3,700→3,330 1,000→540	△ 1,830
（文化・世界遺産課） 計			△ 5,970

■福野文化創造センター

予 算 費 目	補正予算要求内容	要求額（千円）	摘 要
芸術文化自主事業費（福野）	【委託料】 その他委託料…海外アーティストから国内アーティストへの 公演変更による委託料の減		△ 1,198

福野文化創造センター費	【需用費】			
	燃料費…冷暖房用燃料（特A重油）の価格変動による増	600		
	電気・水道料…契約電力超過による電気料の増	800	1,200	
	【委託料】			
	その他委託料…入札等による業務委託契約の減	△200		
（福野文化創造センター） 計			2	

■福光美術館

予 算 費 目	補正予算要求内容		要求額（千円）	摘 要
美術館自主事業費	・印刷製本費	△506	△ 1,146	
	・棟方志功展運送展示業務委託	△640		
棟方志功記念館費	・作品劣化防止工事	△489	△ 489	
（福光美術館） 計			△ 1,635	

== 教育費計 ==			817,059	
-------------------	--	--	----------------	--

南砺市井波総合文化センター条例施行規則をここに公布する。

平成27年 月 日

南砺市教育委員会
委員長

南砺市教育委員会規則第 号

南砺市井波総合文化センター条例施行規則

南砺市井波総合文化センター条例施行規則（平成20年南砺市教育委員会規則第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、南砺市井波総合文化センター条例（平成26年南砺市条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用の申請）

第2条 条例第8条第1項の規定により、南砺市井波総合文化センター（以下「井波総合文化センター」という。）の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、井波総合文化センター利用許可申請書（様式第1号）を条例第3条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に提出しなければならない。ただし、指定管理者が相当の理由があり、かつ、施設の運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。

（1）大ホール 利用日（利用しようとする日が引続き2日以上であるときは、その初日。以下同じ。）の属する月の前1年から利用日前2週間までの間

（2）大ホール以外の施設 利用日の属する月の前6箇月から利用日前3日までの間。ただし、大ホールと併用するときは、前号の期間とする。

（利用の許可）

第3条 指定管理者は、前条の申請書を受理し、相当と認めるときは、井波総合文化センター利用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(利用時間)

第4条 条例別表に定める利用時間には、準備、片付け等利用に必要な時間を含むものとする。

(利用期間)

第5条 井波総合文化センターの施設等の利用期間は、同一の内容で引き続いて7日以上の利用をすることができない。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用の変更等)

第6条 条例第8条第1項の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の変更等をしようとするときは、井波総合文化センター利用変更（取消し）許可申請書（様式第3号）に、第3条に規定する利用許可書を添えて、大ホールにあっては利用日の2週間前までに、大ホール以外の施設にあっては利用日の前日までに指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請を許可したときは、井波総合文化センター利用変更（取消し）許可書（様式第4号）を利用者に交付するものとする。

(利用料金の納付)

第7条 条例第13条に規定する利用料金は、利用の許可を受けたとき、又は指定した期日までに納付しなければならない。

(利用料金の減免)

第8条 条例第14条の規定による利用料金の減免は、次の各号に掲げる区分に応じて行うものとし、その減免の割合は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 社会教育団体、社会体育団体、文化団体、福祉団体、NPO法人その他の社会貢献に寄与する団体が利用する場合 50パーセント

(2) 災害、事故等特別な事由がある場合 市長が認める割合

2 前項の規定は、基本利用料金についてのみ適用し、その他の利用料金には適用しない。ただし、前項第2号に該当する場合は、この限りでない。

3 利用料金の減免を受けようとする者は、文書等により指定管理者に申請しなければならない。

(利用料金の還付)

第9条 条例第15条ただし書の規定による利用料金の還付の額は、次に定める額とする。

(1) 条例第15条第1号に該当するとき。 全額

(2) 条例第15条第2号に該当するとき。 次に定める額

ア 大ホールにあつては、利用日の2週間前までに利用の取消しを申し出た場合 90パーセント相当額

イ 大ホール以外の施設にあつては、利用日の前日までに利用の取消しを申し出た場合 90パーセント相当額

2 利用料金の還付を受けようとする者は、井波総合文化センター利用料金還付申請書(様式第5号)を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請を許可したときは、井波総合文化センター利用料金還付決定通知書(様式第6号)を利用者に交付するものとする。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、井波総合文化センターの利用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可を受けずに、備品設備等の利用及び所定の場所以外への持出しを行わないこと。

(2) くぎ付け、貼り紙等施設等を損傷するおそれのある行為をしないこと。

(3) 利用が終わったときは、速やかに備品設備等を所定の場所に整頓し、指定管理者の点検を受けること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、井波総合文化センターの管理上支障があると認められる行為をしないこと。

(教育委員会による管理)

第11条 第2条から前条まで(第4条を除く。)の規定は、条例第19条の規定により、教育委員会が行う井波総合文化センターの管理について準用する。この場合において、この規則中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、井波総合文化センターの施設の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

井波総合文化センター利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 指定管理者

井波総合文化センターの**利用の許可**を申請します。

申請者	住所	〒 電話() - FAX() -	利用責任者	住所	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ	
	氏名			氏名		
	団体名			連絡先		
	代表者名					
行事名						
利用日	年 月 日 () から 年 月 日 () まで 日間					
施設名	時 間 帯					
	準備	開場	開会	閉会	終了	
メモリアホール						
エイトホール						
視聴覚室						
第1会議室						
第2会議室						
第1研修室						
第2研修室						
第3研修室						
農事研修室						
生活改善実習室						
和室1(36畳)						
和室2(24畳)						
楽屋 1						
楽屋 2						
ロビー						
利用する器具 ・附属設備等				施設利用料金	円	
				附属設備等利用料金	円	
				入場割増料金	円	
入場予定者数	人			営業・宣伝割増料金	円	
冷暖房の利用	有 ・ 無			利用料金	円	
入場料金	無料			減 免 率	%	
	有料 (円)			冷暖房料金	円	
営業宣伝	有 ・ 無			収入金額	円	
備考						

注) 太枠欄のみ記入してください。

様式第2号(第3条関係)

井波総合文化センター利用許可書

第 号
年 月 日

申請者 様

指定管理者

井波総合文化センターの**利用**を許可します。

行 事 名					
利 用 日	年 月 日 () から 年 月 日 () まで 日間				
施 設 名	時 間 帯				
	準備	開場	開会	閉会	終了
メモリアホール					
エイトホール					
視 聴 覚 室					
第 1 会 議 室					
第 2 会 議 室					
第 1 研 修 室					
第 2 研 修 室					
第 3 研 修 室					
農 事 研 修 室					
生活改善実習室					
和室1(36畳)					
和室2(24畳)					
楽 屋 1					
楽 屋 2					
ロ ビ ー					
利用する器具 ・ 附属設備等			施設利用料金	円	
			附属設備等利用料金	円	
			入場割増料金	円	
入場予定者数	人		営業・宣伝割増料金	円	
冷暖房の利用	有 ・ 無		利 用 料 金	円	
入 場 料 金	無料		減 免 率	%	
	有料 (円)		冷暖房料金	円	
営 業 宣 伝	有 ・ 無		納 入 金 額	円	
備 考					

様式第3号(第6条関係)

井波総合文化センター利用変更(取消し)許可申請書

(宛先) 指定管理者

年 月 日

申請者	団体等の名称	代表者
	住所 電話 ()	取扱者

先に許可のあった利用について、次のとおり変更(取消し)をしたいので許可願います。

(変更後の内容)

利用施設名	利用月日	利用時間
	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで
	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで
変更(取消し)の理由		
添付書類	井波総合文化センター利用許可書(様式第2号)	

様式第4号(第6条関係)

井波総合文化センター利用変更(取消し)許可書

第 号
年 月 日

様

指定管理者 印

井波総合文化センターの利用の変更(取消し)を許可します。

(変更後の内容)

利用施設名	利用月日	利用時間	利用料金	
			基本利用料金	冷暖房料
	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	円	円
	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	円	円
			減 免 率	%
			割 増 料	円
			利用料金総額	円
利用目的				
備 考	1 許可を受けた利用時間を超えて利用した場合は、1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき当該利用時間帯の基本利用料金に100分の25を乗じて得た額を加算します。 2 利用時間を短縮した場合においても、利用料金は減額しません。			

様式第5号(第9条関係)

井波総合文化センター利用料金還付申請書

年 月 日

(宛先) 指定管理者

井波総合文化センターの利用の取消しに伴う利用料金の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	住所	電話 ()		
	氏名	㊟		
	団体等名		代表者名	
利用取消許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号	
行事名等				
利用取消	利用日時	年 月 日()から 年 月 日()まで		日間
		時 分から 時 分まで		時間
許可内容	施設名			
納入済利用料金		円		
還付申請額		円		
取消理由				

様式第6号(第9条関係)

井波総合文化センター利用料金還付決定通知書

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

指定管理者 団

年 月 日付けで申請があった井波総合文化センターの利用料金の還付について、次のとおり決定したので通知します。

利用取消 許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
行事名等			
利用 取消	利用日時	年 月 日()から 年 月 日()まで 日間 時 分から 時 分まで 時間	
許可 内容	施設名		
納入済利用料金	円		
還付金額	円		
備考			

南砺市福野文化創造センター条例施行規則をここに公布する。

平成27年 月 日

南砺市教育委員会
委員長

南砺市教育委員会規則第 号

南砺市福野文化創造センター条例施行規則

南砺市福野文化創造センター条例施行規則（平成20年南砺市教育委員会規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、南砺市福野文化創造センター条例（平成26年南砺市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用の申請）

第2条 条例第8条第1項の規定により、南砺市福野文化創造センター（以下「福野文化創造センター」という。）の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福野文化創造センター利用許可申請書（様式第1号）を条例第3条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に提出しなければならない。ただし、指定管理者が相当の理由があり、かつ、施設の運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。

（1）ホール、アートスペース及びデータスペース（以下「ホール等」という。）

利用日（利用しようとする日が引続き2日以上であるときは、その初日。以下同じ。）の属する月の前1年から利用日前2週間までの間

（2）ホール等以外の施設 利用日の属する月の前6箇月から利用日前3日までの間。ただし、ホール等と併用するときは、前号の期間とする。

（利用の許可）

第3条 指定管理者は、前条の申請書を受理し、適当と認めるときは、福野文化創造センター利用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(利用時間)

第4条 条例別表に定める利用時間には、準備、片付け等利用に必要な時間を含むものとする。

(利用期間)

第5条 福野文化創造センターの施設等の利用期間は、同一の内容で引き続いて7日以上の利用をすることができない。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用の変更等)

第6条 条例第8条第1項の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の変更等をしようとするときは、福野文化創造センター利用変更（取消し）許可申請書（様式第3号）に、第3条に規定する利用許可書を添えて、ホール等にあつては利用日の2週間前までに、ホール等以外の施設にあつては利用日の前日までに指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請を許可したときは、福野文化創造センター利用変更（取消し）許可書（様式第4号）を利用者に交付するものとする。

(利用料金の納付)

第7条 条例第13条に規定する利用料金は、利用の許可を受けたとき、又は指定した期日までに納付しなければならない。

(利用料金の減免)

第8条 条例第14条の規定による利用料金の減免は、次の各号に掲げる区分に応じて行うものとし、その減免の割合は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 社会教育団体、社会体育団体、文化団体、福祉団体、NPO法人その他の社会貢献に寄与する団体が利用する場合 50パーセント

(2) 災害、事故等特別な事由がある場合 市長が認める割合

2 前項の規定は、基本利用料金についてのみ適用し、その他の利用料金には適用しない。ただし、前項第2号に該当する場合は、この限りでない。

3 利用料金の減免を受けようとする者は、文書等により指定管理者に申請しなければならない。

(利用料金の還付)

第9条 条例第15条ただし書の規定による利用料金の還付の額は、次に定める額とする。

(1) 条例第15条第1号に該当するとき。 全額

(2) 条例第15条第2号に該当するとき。 次に定める額

ア ホール等にあつては、利用日の2週間前までに利用の取消しを申し出た場合
合 90パーセント相当額

イ ホール等以外の施設にあつては、利用日の前日までに利用の取消しを申し
出た場合 90パーセント相当額

2 利用料金の還付を受けようとする者は、福野文化創造センター利用料金還付申請書（様式第5号）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請を許可したときは、福野文化創造センター利用料金還付決定通知書（様式第6号）を利用者に交付するものとする。

（利用者の遵守事項）

第10条 利用者は、福野文化創造センターの利用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）福野文化創造センターの施設又は附属設備等を汚損し、又は損傷しないこと。

（2）所定の場所以外において飲食若しくは喫煙をし、又は火気を使用しないこと。

（3）許可を受けないで、福野文化創造センター内で物品の販売をしないこと。

（4）他人の迷惑となるような行為をしないこと。

（5）前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。

（教育委員会による管理）

第11条 第2条から前条まで（第4条を除く。）の規定は、条例第19条の規定により、教育委員会が行う福野文化創造センターの管理について準用する。この場合において、この規則中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

（その他）

第12条 この規則に定めるもののほか、福野文化創造センターの施設の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

福野文化創造センター利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 指定管理者

福野文化創造センターの利用の許可を申請します。

申請者	住所	〒 電話() - FAX() -		利用責任者	住所	□申請者に同じ
	氏名				氏名	
	団体名				連絡先	
	代表者名					
行事名						
利用日	年 / (), / (), / (), / (), / ()					
予定時刻	準備開始 :	開場 :	開演(開始) :	終演撤去 :		
施設名	時 間 帯					
	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:30	9:00~17:00	13:00~21:30	9:00~21:30
ホール(ヘリオス)						
楽 屋						
アートスペース						
データスペース						
スタジオ M						
スタジオ D						
芝 水 庵						
セミナールーム A						
セミナールーム B						
セミナールーム C						
ミーティングルーム						
控 室						
アトリエ A						
アトリエ C						
分館「喜知屋」						
利用する器具、附属設備等						
入場予定者数	人		施設利用料金	円		
冷暖房の利用	□有 □無		附属設備等利用料金	円		
入場料金	□無料		入場割増料金	円		
	□有料(最高 円)		営業・宣伝割増料金	円		
営業宣伝	□有(市内・市外) □無		利用料金	円		
減 免	社会教育団体・社会体育団体・文化団体		減 免 率	%		
	□有 □無 福祉団体・NPO法人・その他団体・申請認定団体		冷暖房料金	円		
準備・リハーサル等減免	□有 □無		納入金額	円		
時間延長	□有 □無		備 考			

福野文化創造センター利用許可書

第 号
年 月 日

申請者 様

指定管理者 団

福野文化創造センターの利用を許可します。

行 事 名						
利 用 日	年 / (), / (), / (), / (), / ()					
予 定 時 刻	準備開始 :	開場 :	開演(開始) :	終演撤去 :		
施 設 名	時 間 帯					
	午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜間 18:00~21:30	昼間 9:00~17:00	昼夜間 13:00~21:30	全日 9:00~21:30
ホール(ヘリオス)						
楽 屋						
ア ー ト ス ペ ー ス	/	/	/	/	/	/
デ ー タ ス ペ ー ス	/	/	/	/	/	/
ス タ ジ オ M						
ス タ ジ オ D						
芝 水 庵						
セミナールーム A						
セミナールーム B						
セミナールーム C						
ミーティングルーム						
控 室						
ア ト リ エ A						
ア ト リ エ C						
分館「喜知屋」	/	/	/	/	/	/
利用する器具、附属設備等						
入 場 予 定 者 数	人		施 設 利 用 料 金	円		
冷 暖 房 の 利 用	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	附 属 設 備 等 利 用 料 金	円		
入 場 料 金	<input type="checkbox"/> 無料		入 場 割 増 料 金	円		
	<input type="checkbox"/> 有料(最高 円)		営 業 ・ 宣 伝 割 増 料 金	円		
営 業 宣 伝	<input type="checkbox"/> 有(市内・市外) <input type="checkbox"/> 無		利 用 料 金	円		
減 免 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	社会教育団体・社会体育団体・文化団体		減 免 率	%		
	福祉団体・NPO 法人・その他団体・申請認定団体		冷 暖 房 料 金	円		
準 備 ・ リ ハ ー サ ル 等 減 免	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		納 入 金 額	円		
時 間 延 長	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		備 考			

福野文化創造センター利用変更（取消し）許可申請書

（宛先）指定管理者

年 月 日

申請者	住所	〒 電話() - FAX() -	利用責任者	住所	□申請者に同じ
	氏名			氏名	
	団体名			連絡先	
	代表者名				

先に許可のあった利用について、次のとおり変更（取消し）したいので許可願います。

（変更後の内容）

利用施設及び 附属設備等	利用月日	利用時間
	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで
	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで
変更（取消し）の理由		
添付書類	福野文化創造センター利用許可書（様式第2号）	

福野文化創造センター利用変更（取消し）許可書

第 号
年 月 日

様

指定管理者 団

福野文化創造センターの利用の変更（取消し）を許可します。

（変更後の内容）

利用施設及び 附属設備等	利用月日	利用時間	利用料金	
			基本利用料金	冷暖房料金
	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	円	円
	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	円	円
			減 免 率	%
			割 増 料 金	円
			利用料金見込額	円
利用目的				
備 考				

福野文化創造センター利用料金還付申請書

年 月 日

（宛先）指定管理者

福野文化創造センターの利用の取消しに伴う利用料金の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	住所			
	氏名	電話 () -		
	団体等名		代表者名	⑩
行事名等				
利用取消 許可年月日		年 月 日	許可番号	第 号
利用 取 消 許 可 内 容	利用日時	年 月 日 () から 年 月 日 () まで		日間
	利用施設及び 附属設備等	時 分から	時 分まで	時間
取消理由				
納入済利用料金		円		
還付申請額		円		

福野文化創造センター利用料金還付決定通知書

第 号
年 月 日

住所

氏名 様

指定管理者 回

年 月 日付けで申請があった福野文化創造センターの利用料金の還付について、次のとおり決定したので通知します。

行事名等					
利用取消 許可年月日		年 月 日	許可番号	第	号
利 用 取 消 許 可 内 容	利用日時	年 月 日()から 年 月 日()まで		日間	
		時 分から 時 分まで		時間	
	利用施設及び 附属設備等				
納入済利用料金		円			
還付決定金額		円			
備 考					

平成26年度 南砺市教育委員会表彰 受賞者

【表彰式】 南砺市社会教育推進大会 平成27年2月22日（日） 井波総合文化センター

部門	氏名・団体名	年齢等	地域	功 績 等
《一般表彰》				
学校教育	くぼた けんじ 窪田 謙治	76	福光	南砺市立福光東部小学校干柿づくりアドバイザー (19年)
社会教育	さいだ とおる 齊田 亨	41	福光	東太美公民館主事 (11年)
社会教育	てらだ しゅんいち 寺田 俊一	43	福光	北山田公民館主事 (10年)
《特別表彰》				
児童生徒	くぼ りきや・おおにし ひらり 久保力也・大西陽来里 ペア	小学 2年	福野	第9回オールジャパン・ジュニアダンススポーツカップ2014 in 仙台 小学生1～3年の部 スタンダード部門 優勝ほか
児童生徒	あだち あんじゅ 安達 あん珠	小学 6年	福野	第9回オールジャパン・ジュニアダンススポーツカップ2014 in 仙台 小学生4～6年の部 ラテン部門 優勝ほか
児童生徒	おかだ あや 岡田 愛彩	小学 6年	福光	第34回三笠宮杯全日本ダンススポーツ選手権 全日本ダンススポーツ選手権ジュブナイル ラテン部門 優勝ほか
児童生徒	ほり まこと・まつむら まなか 堀真・松村愛花 ペア	小学 6年	福野	第9回オールジャパン・ジュニアダンススポーツカップ2014 in 仙台 小学生4～6年の部 ラテン部門 2位ほか
児童生徒	おおにし さきな 大西 咲菜	中学 1年	福野	第9回オールジャパン・ジュニアダンススポーツカップ2014 in 仙台 ユースの部 スタンダード部門 優勝ほか
児童生徒	ハッピーHAPPY クローバー	団体	福野・井 波・福光	第9回オールジャパン・ジュニアダンススポーツカップ2014 in 仙台 リズム体操 2位
児童生徒	たにだ ゆうか 谷田 優香	小学 6年	福光	第5回全日本女子相撲郡上大会 6年生の部 50kg以上60kg未満級 優勝ほか
児童生徒	さいだ あかり 齊田 朱李	小学 6年	福光	第71回全国舞踊コンクール 現代舞踊第二部 2位
児童生徒	やまだ りょうか 山田 綾華	中学 3年	井波	第1回ジュニア世界空手道選手権大会 14～15歳 50kg以上の部 優勝
高校生	あさじ ももか 浅地 李佳 ※当時高校1年	高校 2年	城端	第26回全国高等学校選抜スキー大会 ノルディック種目 女子1.2km スプリント 2位
高校生	こせんだ はるみ 小千田 晴海 ※当時高校2年	高校 3年	上平	第26回全国高等学校選抜スキー大会 ノルディック種目 女子1.2km スプリント 優勝
高校生	ぜんもと りょう 善本 燎 ※当時高校3年	大学 1年	福野	第92回全国高等学校サッカー選手権大会 富山第一高等学校サッカー部 優勝
高校生	とくがわ かいり 徳川 開吏	高校 1年	福野	第69回国民体育大会ソフトテニス競技 少年男子 富山県チーム 3位

高校生	たにむら けんた 谷村 健太	高校 3年	城端	第 69 回国民体育大会ソフトテニス競技 少年男子 富山県チーム 3位
高校生	いしばし みき 石橋 未稀	高校 3年	城端	第 69 回国民体育大会ライフル射撃競技 ビーム・ライフル少年女子立射 40 発競技 3位
高校生	富山県立南砺福光高等学校 ライフル射撃部	団体	福光	第 52 回全国高等学校ライフル射撃競技選手権大会 学校対抗戦 10m エア・ライフル立射 60 発競技 (男子) 2位 10m エア・ライフル立射 40 発競技 (女子) 2位
一般	はせがわ ともひこ 長谷川 智彦	大学 1年	福野	第 69 回国民体育大会ライフル射撃競技 10m エア・ライフル成年男子立射 60 発競技 2位

平成二十六年南砺市教育委員会表彰 賞状文面(案)

受賞者氏名(団体名)	賞状文面
窪田 謙治 殿	あなたは 多年にわたり学校教育の振興に尽くされ その功績は誠に顕著であります よつてここに表彰します
齊田 亨 殿	あなたは 多年にわたり社会教育の振興に尽くされ その功績は誠に顕著であります よつてここに表彰します
寺田 俊一 殿	あなたは 多年にわたり社会教育の振興に尽くされ その功績は誠に顕著であります よつてここに表彰します
久保 力也 殿	貴ペアは 第九回オールジャパン・ジュニアダンススポーツカップ2014 in 仙台において優秀な成績をおさめました ここにその功績をたたえ表彰します
大西 陽来里 殿	貴ペアは 第九回オールジャパン・ジュニアダンススポーツカップ2014 in 仙台において優秀な成績をおさめました ここにその功績をたたえ表彰します
久保 力也 殿	貴ペアは 第九回オールジャパン・ジュニアダンススポーツカップ2014 in 仙台において優秀な成績をおさめました ここにその功績をたたえ表彰します
安達 あん珠 殿	あなたは 第九回オールジャパン・ジュニアダンススポーツカップ2014 in 仙台において優秀な成績をおさめました ここにその功績をたたえ表彰します
岡田 愛彩 殿	あなたは 第三十四回三笠宮杯全日本ダンススポーツ選手権・全日本ダンススポーツ選手権ジュブナルなどにおいて優秀な成績をおさめました ここにその功績をたたえ表彰します
堀 真 殿	貴ペアは 第九回オールジャパン・ジュニアダンススポーツカップ2014 in 仙台において優秀な成績をおさめました ここにその功績をたたえ表彰します
松村 愛花 殿	貴ペアは 第九回オールジャパン・ジュニアダンススポーツカップ2014 in 仙台において優秀な成績をおさめました ここにその功績をたたえ表彰します
堀 真 殿	あなたは 第九回オールジャパン・ジュニアダンススポーツカップ2014 in 仙台において優秀な成績をおさめました ここにその功績をたたえ表彰します
大西 咲菜 殿	あなたは 第九回オールジャパン・ジュニアダンススポーツカップ2014 in 仙台において優秀な成績をおさめました ここにその功績をたたえ表彰します
ハッピーHAPPYクローバー 殿	貴チームは 第九回オールジャパン・ジュニアダンススポーツカップ2014 in 仙台において優秀な成績をおさめました ここにその功績をたたえ表彰します
谷田 優香 殿	あなたは 第五回全日本女子相撲郡上大会において優秀な成績をおさめました ここにその功績をたたえ表彰します
齊田 朱李 殿	あなたは 第七十一回全国舞踊コンクールにおいて優秀な成績をおさめました ここにその功績をたたえ表彰します
山田 綾華 殿	あなたは 第一回ジュニア世界空手道選手権大会において優秀な成績をおさめました ここにその功績をたたえ表彰します
浅地 李佳 殿	あなたは 第二十六回全国高等学校選抜スキー大会において優秀な成績をおさめました ここにその功績をたたえ表彰します
小千田 晴海 殿	あなたは 第二十六回全国高等学校選抜スキー大会において優秀な成績をおさめました ここにその功績をたたえ表彰します
善本 燎 殿	あなたは 第九十二回全国高等学校サッカー選手権大会において優秀な成績をおさめました ここにその功績をたたえ表彰します
徳川 開吏 殿	あなたは 第六十九回国民体育大会ソフトテニス競技において優秀な成績をおさめました ここにその功績をたたえ表彰します
谷村 健太 殿	あなたは 第六十九回国民体育大会ソフトテニス競技において優秀な成績をおさめました ここにその功績をたたえ表彰します
石橋 未稀 殿	あなたは 第六十九回国民体育大会ライフル射撃競技において優秀な成績をおさめました ここにその功績をたたえ表彰します
富山県立南砺福光高等学校 ライフル射撃部 殿	貴部は 第五十二回全国高等学校ライフル射撃競技選手権大会において優秀な成績をおさめました ここにその功績をたたえ表彰します
長谷川 智彦 殿	あなたは 第六十九回国民体育大会ライフル射撃競技において優秀な成績をおさめました ここにその功績をたたえ表彰します

第11回（平成26年度）南砺市社会教育推進大会開催要項

1 趣 旨

南砺市の社会教育関係者及び社会教育に関心の深い市民が一堂に会し、新しい時代の社会教育を考える。また、社会教育推進大会を契機に自ら学ぶ機会と意識のさらなる醸成に努める。

2 主 催

南砺市教育委員会

3 日 時

平成27年2月22日（日） 13:30～16:00

4 会 場

井波総合文化センター

5 日 程

- 13:00 受付・開場
- 13:30 開会挨拶 南砺市教育委員長
- 13:35 平成26年度 南砺市教育委員会表彰式 (35分)
・来賓挨拶 南砺市長・南砺市議会議長
- 14:10 ・受賞者謝辞
- 14:15 社会教育実践発表 (10分)
・出演者及び内容
○平成26年度なんと市民学遊塾【前期】
「Okarina・Salon (カリナ・サロン)」
出演者：講師 辻野裕子 他受講生
○平成26年度なんと市民学遊塾【後期】
「歌謡曲でフラダンス」
出演者：講師 竹腰順子 他受講生
- 14:25 休憩 (5分)
- 14:30 記念講演 (90分)
・講 師 益子 直美氏
(元女子バレーボール全日本代表、スポーツレポーター)
・演 題 チャレンジ精神が私を変えた
- 16:00 閉会挨拶 社会教育委員長
終了

6 その他

南砺市生涯学習講座の作品展・活動報告を同時開催

2月21日（土）・22日（日）10:00～17:00 ロビー他

平成27年南砺市成人式 地域別成人者数一覧(確定)

2015/1/11

区分	城端		平		上平		利賀		井波		井口		福野		福光		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
1月1日時点	25	36	3	3	4	3			50	44	5	5	71	64	77	81	235	239
卒業者等	4	8	1	0	1	1		1	13	6	0	1	10	5	21	15	50	37
(A+B) 対象成人者総数	29	44	4	3	5	4		4	63	50	5	6	81	69	98	96	285	276
	73		7		9		4	113			11		150		194		561	
回収数	29	40	4	3	5	4		4	62	50	5	6	81	69	93	89	279	265
回収率	100.0%	90.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	94.9%	92.7%	97.9%	96.0%
	94.5%		100.0%		100.0%		100.0%	99.1%			100.0%		100.0%		93.8%		97.0%	
出席者数	27	35	4	3	5	4		4	57	44	5	5	76	61	79	82	253	238
出席率	93.1%	79.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	90.5%	88.0%	100.0%	83.3%	93.8%	88.4%	80.6%	85.4%	88.8%	86.2%
	84.9%		100.0%		100.0%		100.0%	89.4%			90.9%		91.3%		83.0%		87.5%	

平成 26 年度 南砺市学校教育研究大会実施要項 (案)

南砺市教育委員会

- 1 目的 南砺市内小中学校の全教員が一堂に会し、優れた教育実践や著名な講師による講演を聴き、教育における今日的課題に関する教員の資質の向上を図る。
- 2 期 日 平成 27 年 2 月 27 日 (金)
- 3 場 所 南砺市井波総合文化センター「メモリアホール」
南砺市山見 1400 番地
- 4 時 間 13:45～16:45
- 5 内 容

① 開会のあいさつ	南砺市教育委員会 教育委員長 渡邊美和子
② 激励のことば	南砺市長 田中幹夫
③ 教育実践の発表	城端小学校 教諭 松井昌美 「自ら思考、判断、表現し、社会参画できる子供の育成 を目指して～『社会問題の解決策を提案する』社会科学習を中核として～」
④ 講評 (10分)	富山県教育委員会 西部教育事務所 主任指導主事 佐野 正人
⑤ 講演 (120分)	演題:「モンスターペアレント論を超えて ～保護者と向き合う気持ちと教職員の共同性」 講師:大阪大学大学院 教授 小野田 正利 氏
⑥ 閉会のあいさつ	南砺市教育委員会 教育長 高田 勇

*日程詳細は、別紙参照

- 6 出席予定者

南砺市	小学校教員	約 170 名	
	中学校教員	約 130 名	
	来賓等 (別紙)	約 20 名	計 約 320 名

講師：小野田正利(おのだ・まさとし)先生のプロフィール

〒565-0871 吹田市山田丘1-2

大阪大学・人間科学研究科

(大阪大学大学院教授・教育学博士)

専門分野：教育制度学、教育行政学



1955年、愛知県日進町(現日進市)生まれ、59歳(今年度に還暦をむかえます)。顔は、車だん吉と、カンニングの竹山を足して2で割ったようだと、よく言われます。講演風景は、まさにライブで、綾小路きみまろに似ている、しゃべりは金八先生のようにと評されることが多くなりました。ただし相当に頭頂部が薄くなっているため、上記の「イラストはイメージ」と考えてください。

現在、大阪大学大学院教授・人間科学研究科(学部名は人間科学部)

名古屋大学法学部を卒業し、大学院は教育学へ。1984年から長崎大学教育学部で13年間教えたが、金八先生のように言われた。1997年から大阪大学に移り、2002年から教授。

人間科学部(大学院は研究科という名称を使うので「人間科学研究科」)は、1972年に日本ではじめて文科系と理科系の融合した、かつ「人間」と名前の付いた最初のユニークな研究や教育をおこなう学部として発足しました(大阪大学には東大や京大のような教育学部はありません)。

19年前に、思いもかけず阪大から「ちょっと変わっているようだからウチへこい」と言われた。「これで551の豚まんが毎日食えるな」、という思いと「探偵ナイトスクープ」がちゃんとリアルタイムで放映されていることの魅力から阪大へ。

教育制度学研究室の教授として、教育に関する制度や環境、行政や政策そして法律などを専門領域としている。阪大ではGTOと呼ばれて(?)います。えっ！反町に似ているかって？いいえ、GTOというのはGreat Teacher ONIZUKA(鬼塚)ではなく、Great Teacher ONODA(小野田)だからです。

学校と教職員の“等身大の姿”を明らかにすることを自分のライフワークとしている。『片小ナビ～保護者のための片山小学校ガイドブック』づくり、学校讃歌ブックレットシリーズの発行、イチャモンの研究など、他の大学の研究室とは相当に異なった独自の「どろをさらい、地をはう路線」を追求し、「教育現場に元気と自信を！」をテーマとしている。

最近では、もっぱら「学校と保護者のいい関係づくり」につながるように「学校－保護者間トラブル」「学校近隣トラブル」に没頭。

連載としては『月刊高校教育』(学事出版)に2006年から「悲鳴をあげる学校～学校への要望・苦情そしてイチャモン」(すでに100回を超えた)、『内外教育』(時事通信社)に、2011年から「普通の教師が生きる学校～モンスター・ペアレント論を超えて」(すでに170回を超えた)を執筆中。

主要著書：

- ・『悲鳴をあげる学校～親の“イチャモン”から“結びあい”へ』旬報社、2006年、1470円
- ・『親はモンスターじゃない！～イチャモンはつながるチャンスだ』学事出版、2008年、1470円
- ・『イチャモン研究会～学校と保護者のいい関係づくりへ』ミネルヴァ書房、2009年、1470円
- ・『イチャモンどんとこい！～保護者とい関係をつくるためのワークショップ』学事出版、2009年、1470円
- ・『ストップ自子チュー～親と教師がつながる』旬報社、2010年、1260円
- ・「普通の教師が普通に生きる学校～モンスターペアレント論を超えて」時事通信社、2013年、1470円
- ・各年度版の『教育小六法』学陽書房刊、の編集者の一人(※上記の本とのギャップがありすぎるために、別人と思われていますが、アイウエオ順で3番目に名前があります)。
- ・『教育参加と民主制～フランスにおける教育審議機関に関する研究』風間書房、1996年(※1万9千円もするので、間違っても買わないように(笑)、またフランスの研究をしていたなんてことは、もう忘れて下さい。)